

令和3年度
丸亀市農地等利用の最適化の
推進に関する意見

令和2年10月20日

丸亀市農業委員会

令和 3 年度農地等利用の最適化の推進に関する意見

現下の世界情勢は、新型コロナウイルスの感染拡大をうけて、今年 3 月にはパンデミック宣言がなされ、政治・経済・社会は重大な事態に直面しています。我が国においても、第 2 波・第 3 波の流行が懸念されており、国際市場においては、食料の輸出規制や大規模な食料不足が起きかねないと警告されています。

こうした状況下、環太平洋経済連携協定（TPP11）、日欧 EPA に続き、今年 1 月に日米貿易協定が発効し、日本の農業は自由貿易の急激な拡大による価格競争に巻き込まれ、厳しい局面を迎えています。

我が国の農業・農村の状況は、農業従事者の高齢化や減少で、担い手不足が進行し、遊休農地の増加、集落機能の低下などを招き、食料自給率（カロリーベース）は 38%（2019 年度）と低迷するなど、深刻の度合いを増しています。加えて、農産物価格の低迷や、近年の大型台風や豪雨など自然災害の多発・甚大化は、農業者の耕作意欲を減退させる要因となっています。

本市農業委員会においては、今年 7 月に新制度後初めて委員の任期満了を迎え、新体制になりましたが、これまで遊休農地の発生防止及び解消に向けた農地パトロールの実施、また各地域では「人・農地プラン」の実質化に向けた農地利用意向調査等の取り組みや農業者意見交換会の実施などにより、地域農業や農業者の現状と問題点の把握に努めて参りました。

農業経営、農業従事者を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中で、本市農業委員会としましても、農地の集積・集約化や、遊休農地発生の防止、担い手の確保・育成に務め、将来にわたる食料の安定供給と、活力ある農業経営の実現を目指していく所存です。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第 38 条第 1 項の規定により意見を提出いたしますので、令和 3 年度予算編成において格段の配慮をお願いいたします。

1. 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について

農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農業の担い手不足が深刻化しています。耕作放棄地の増加が予想されるなど、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在しています。

農地の問題として、狭小で不整形な農地や狭隘な農道等により、大型機械の搬入が困難で、集落営農組織や農地中間管理機構との貸借がままならない状況が見受けられます。また、農地所有者が不明など、相続に係る問題も農地の集積・集約化を困難にする要因になっています。

今後さらに農業人口の減少が予想されることから、より一層農地の集積・集約化を進め効率的な農業を展開していくことは緊急の課題です。しかし、少数の大規模経営体だけでは、地域農業、農村を守り維持していくことは困難です。小規模農家も重要な担い手と位置づけて、多様な農業経営体がうまくかみ合い、地域で農地を守っていく方法を考えなければなりません。

そこで、以下の項目を要望します。

- (1) 「人・農地プラン」の実質化にあたっては、アンケート調査結果を活用し、地域での話し合いを行うなど、地域の実情を反映したプラン策定に努めること。
- (2) 「人・農地プラン」の策定においては、進捗状況が確認できるように、工程表を示すなど、確実な実施に努めること。
- (3) 農地利用最適化を図るため、利用促進につながるよう農地機構を利用することのメリットをPRするなど、周知に努めること。
- (4) 持続可能な農業とするため、小規模農家を重要な担い手として位置づけ、大規模経営体と同様に再生産が可能となるよう自治体農政の推進を行うこと。

2. 遊休農地等の発生防止・解消について

農業後継者などの担い手不在により、年々遊休農地が増加しています。小規模農家では、農機具の老朽化が離農のきっかけとなり、結果遊休農地の増加につながっています。こうした農地は適切な管理が行われず、周辺農地や近隣住宅に悪影響を及ぼし、さらに荒廃化が進むと農地への再生が困難となります。

また、集落営農組織や認定農業者などは、農地の引受けが現状で精一杯のところが多く、農地中間管理機構も、農地の状態や周辺条件により、借受けができない農地も多く、農地の流動化が進んでいません。

それぞれ地域の実状に応じて、今後担い手の減少が予測される農地の有効利用を考えていかなければなりません。

そこで以下の項目を要望します。

- (1) 農業の多面的機能の保持のために、小規模家族農業が持続可能となる施策を行うこと。
- (2) 農地の環境改善を図るため、進入路の拡幅や周辺農道の舗装修繕、小規模基盤整備などを行うこと。
- (3) 遊休農地の発生防止及び解消を図るため、「人・農地プラン」の策定にあたっては、農業関係機関が連携して活動する体制を確立すること。

3. 農業への新規参入等の促進について

新規就農と定着促進を図ること、また農業後継者を育成することは喫緊の課題です。新規就農者が農業を始めやすいように、各種補助制度や就農に関する情報の提供、また農地機構など農業関係機関の利用周知を進めることは、就農のハードルを下げ、幅広い人材を集めるために必要です。農業後継者についても、定年退職を機に就農してもらえる対応が必要です。

そこで以下の項目を要望します。

- (1) 女性・若者の新規就農に対して、情報の提供や、情報交換の場を設置する等の支援を行うこと。

- (2) 定年退職者の就農支援を積極的に行うこと。

4. その他

丸亀市の農業を将来に渡り維持、発展させるため、様々な障害の克服や、新たな試みが必要となります。

そこで、以下の項目を要望します。

- (1) 農業は食料生産のみならず、農村と国土を守るという観点から、農業経営が継続できるような施策を行うとともに、あわせて国・県等に要請すること。
- (2) 食料安全保障の観点から、国産農産物の消費拡大や、食料・農業・農村の重要性について、市民の理解が進むように広報活動を積極的に行うこと。
- (3) 農業に対する市民の理解を深める場として、市民農園等を有効に活用し、農家との交流等を通じ、幅広い世代が農業体験できる機会を創出すること。
- (4) 将来の丸亀市を担う子供たちへの食農教育を関係機関と連携して推進すること。